

文京区監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、定期監査（学校監査）の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和8年3月27日

文京区監査委員	渡	部	敏	明
同	松	本	理	恵子
同	岡	崎	義	顯

令和7年度定期監査（学校監査）結果報告書

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに文京区監査基準（令和2年1月監査委員決定）、令和7年度文京区監査基本計画及び令和7年度定期監査実施計画により、令和7年度定期監査（学校監査）を実施した。

2 監査の対象

主として令和6年度及び令和7年度における予算の執行、物品の管理等の財務等に関する事務の執行

3 監査の実施期間

令和7年10月16日から令和8年2月26日まで

4 監査の着眼点

事務の執行について、合規性、正確性だけでなく、経済性、効率性及び有効性といった観点を重視し、以下の事項に主眼を置いて監査を実施した。

- (1) 予算が適正かつ効果的・効率的に執行されているか。
- (2) 契約手続が適正に行われているか。契約の競争性及び透明性は、適切に確保されているか。履行確認は適切か。
- (3) 施設、備品等財産の管理が適切に行われているか。
- (4) 従前の指摘事項が是正されているか。

5 対象校及び実施日程

	対象校	監査実施日
小学校	礪川小学校	1月16日（金）
	金富小学校	12月18日（木）
	窪町小学校 *	11月18日（火）
	汐見小学校 *	12月 8日（月）
中学校	第六中学校 *	1月 9日（金）
	音羽中学校	12月12日（金）

* 監査委員監査実施校

6 監査の結果

予算の執行、物品の管理等の財務等に関する事務について、おおむね適正に執行されていると認められる。しかし、一部改善・是正すべき事項として下記のとおり指摘を行うものである。早急な改善のため、その原因と内部統制の対応も含めて報告されたい。

(1) 指摘事項

ア 廃棄する物品の不用品組替え等

物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。

しかし、中学校2校の物品について、物品管理規則に規定する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった（下表）。これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を実施していれば防げたものである。

供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。

品名	点数 (取得価額総額)	学校名
電気掃除機	1点 (37,400円)	第六中学校
電気掃除機	1点 (45,000円)	音羽中学校

7 意見

小学校4校、中学校2校に学校監査を実施し、そのうち、小学校2校、中学校1校については、監査委員監査を行った。これに基づき、次のとおり意見を付す。

- (1) 財産管理については、一昨年度の監査から継続して指摘しているところだが、依然として廃棄物品の不用品組替え及び廃棄手続の漏れが散見されており、学校の財産管理上、不適切と言わざるを得ない。一方、いくつかの学校では、物品管理規則に基づき供用備品と供用備品現在高調書を照合する取組がされていることが確認できた。今後、全ての学校において計画的な取組を実施するよう対応されたい。

会計処理については、現金の取扱いに関し現金出納簿の記載漏れや処理手続上の過誤が散見された。学校においては、現金の取扱いについて、改めて適正な執行に努めるとともに、疑義等が生じた場合には、教育委員会に確認・相談の上、適切な対応を図られたい。また、教育委員会においては、各校において適正な財産管理、会計処理が行われるよう研修機会の提供や相談対応の充実など、学校とのさらなる連携強化に取り組まれたい。

契約事務では同一件名での契約、服務関係では勤務日・勤務時間振替命令簿の過誤が見られた。服務については、規則・要綱等に基づいた適正な処理に努められたい。

なお、東京都と文京区で服務に係る規則や要綱等に差異がある場合については、所管課を中心に対照表の作成等を行い、学校において規則等に基づいた適正な処理が行われる環境整備に努められたい。

- (2) 今回監査した学校の月別在校時間状況を見ると、全ての学校で長期休暇期間を除いて毎月45時間以上在校している教員が多くおり、月45時間以上在校している教員数の月平均が全教員数に占める割合は、小学校では約37%、中学校で約43%となっている。

監査委員監査で聴取したところでは、各校とも学校長自らの声掛けや教員個々への応対、副校長と連携しての対応等の取組が確認できた。地域との連携で教員が関わらざるを得ないものもある等、在校時間が長くなる実情が一定あることは理解できるものの、児童生徒の教育活動の充実のためにも、教員のメンタルヘルスの維持・向上やワーク・ライフ・バランスの推進等、働きやすい職場環境の構築は不可欠であり、学校長に対しては、教員の健康管理をはじめ適時適切な配慮等、学校管理者としてのマネジメントを期待するものである。

- (3) 学校は児童生徒の個人情報を日常的に取扱う環境であるため、個人情報保護の取組は重要な課題との認識の下、監査委員監査で重点的に聴取したところ、教員の協力によるICTに係る情報管理への工夫や職員室等で個人情報を取扱う際には必ず赤ファイルに入れることの徹底といった物理的な対応等、各学校の実情に合わせた対策を講じていることが確認できた。また、都教育委員会からの情報を教職員に提供し、注意喚起を図る取組がなされている学校もあった。

各学校において取組まれている個人情報保護の取組の好事例については、全校で共有した上で、各校の実情に即して導入の検討などに取り組まれない。